退職（失業）により保険料納付が困難な方は

免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、平成25年度は月額1万5、040円の保険料を納めることになります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のようになります。

①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
②老齢基礎年金の二分の一の年金額が保障されます。
③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

退職（失業）時の特例免除制度

免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した方は、特例免除制度を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

手続きに必要なもの

①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの
②認印
③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票等）

被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満）の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一被保険者にかわり、保険料納付義務が生じますので、種別変更の手続きが必要です。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除制度に該当すれば、免除申請をすることによって、免除が認められます。

※なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

〔お問い合わせ先〕
町民課　☎22-3117
大正総合支所　町民生活課　☎27-0112
十和総合支所　町民生活課　☎28-5112

NHK放送受信料の免除

●全額免除

世帯全員が町民税非課税で、世帯構成員に「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」がいる世帯の場合に全額免除となります。

生活保護受給者も全額免除となります。

●半額免除

課税世帯でも、次の条件に該当する障害者が世帯主でNHK受信契約者の場合は半額免除となります。

身体障害者	視覚、聴覚障害者（等級は問わない）
	重度の身体障害者（対象等級：1級・2級）
知的障害者	重度の知的障害者（対象等級：A1・A2）
精神障害者	重度の精神障害者（対象等級：1級）

●申請手続きについて

申請は役場にて随時受付しています。該当される各種手帳と印鑑をご持参ください。申請後、証明書を交付しますのでNHK高知放送局へ提出（郵送）してください。

〔お問い合わせ先〕
健康福祉課　☎22-3115
大正総合支所　町民生活課　☎27-0112
十和総合支所　町民生活課　☎28-5112